

第1編 総則

第1章 計画の趣旨

計画の目的や効果的な推進及び重点を置くべき事項等について定めます。

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本町の地域にかかる地震災害から、住民の生命、身体及び財産を保護するために、本町において防災上必要な諸施策の基本を、県、津野町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、事業者、住民それぞれの役割を明らかにしながら定めるとともに防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項の指針を示すことにより、本町の地震災害に対処する能力の増強を図ることを目的とします。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震対策特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（本県においては全市町村）について、津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とします。

第2節 計画の構成

津野町地域防災計画は、「一般対策編」、「地震対策編」及び「資料編」で構成され、本編は「地震対策編」となります。

なお、この計画に定めがない事項については、「一般対策編」に定めるところによります。

また、南海トラフ地震対策特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」は、本編に含まれています。

第3節 重点を置くべき事項

本県は南海トラフを震源とする地震に、100年～150年の周期で繰り返し襲われ、地震による家屋の倒壊や津波により、多大な人命及び財産を失ってきています。

このため、本町においては、「生命の安全確保」を最優先に考え、防災関係機関、事業者、住民が一体となって、建築物の耐震対策、人づくり・地域づくり対策について、ハードとソフト対策を織り交ぜながら多重的に対策を図るものとします。その際、男女共同参

画の視点を取り入れるとともに、要配慮者対策など多様なニーズに配慮します。

また、被害の広域性や地域の孤立などの災害特性なども踏まえて、対策を進めていきます。発生前の予防対策や発生後の応急対策等の公助の取り組みを進めるとともに、住民には自らの生命は自らで守る自助の取り組みや、地域での支え合いや助け合い等による共助の取り組みを進めてもらい、町はその取り組みを後押しするための施策を進め、自助・共助・公助それぞれがお互いに連携する取り組みを進めます。

第4節 計画の効果的な推進

津野町は、自然的、社会的条件等を踏まえて本計画に記述する各事項を検討し、津野町地域防災計画に修正を加えるものとします。

第5節 計画の修正

本計画は地震に関する経験と対策の積重ね等により、随時見直されるべき性格のものであり、災害対策基本法第42条の規定に基づいて毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を加えます。

第2章 予想される災害

1. 被害想定

被害想定は、高知県が平成25年5月に公表した「(高知県版)南海トラフ巨大地震による被害想定」によるものであり、南海トラフ巨大地震対策の前提とします。

また、本町の防災対策に活用するための基礎資料とし、防災対策への理解を深めるとともに、自助・共助の取り組みを促進します。

2. 被害想定に用いた地震

被害想定の対象とする地震・津波は、平成24年12月10日に公表した「(高知県版第2弾)震度分布・津波浸水予想」による最大クラスの地震・津波と、発生頻度の高い一定程度の地震・津波とします。

(1) 最大クラスの地震・津波 (L2=レベル2)

南海トラフの巨大地震検討会(平成23年8月設置)が公表した、現時点の最新の科学的知見に基づく発生しうる最大クラスの地震

※発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの巨大な地震(以下「レベル2(L2)の地震・津波」という。)

(2) 発生頻度の高い一定程度の地震・津波 (L1=レベル1)

平成15年度に県が公表した地震・津波予想(安政南海地震クラス)を最新の地形や地盤データにより再度推計したもの

※東海地震、東南海地震、南海地震とそれらが連動するマグニチュード8程度クラスの地震・津波(以下「レベル1(L1)の地震・津波」という。)は発生間隔が概ね100年~150年となります。

3. 地震動・津波の設定

(高知県版第2弾)震度分布・津波浸水予想では、最大クラスの地震・津波については、地震動4ケースによる震度分布予想と、津波6ケースによる浸水予測を行っています。この中で、各市町村で最大の死者数が発生する地震・津波ケースの組み合わせを抽出しています。なお、本町は、津波の浸水域外となります。

これに、発生頻度の高い一定程度の地震・津波の1ケースを加えた地震動・津波を被害想定の前提としています。

(1) 地震動の想定

強震断層モデル

地震の揺れを計算するには、強震断層域の中で、強い地震波を発生させる領域(強震動生成域)を決める必要があります、これを強震断層モデルといいます。

今回、高知県は強震断層モデルとして、「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）（H24. 8. 29：内閣府）」（以下、「内閣府モデルH24. 8」という。）で示された4つのケースを採用し、250mメッシュ単位で震度を推計しています。

（2）津波の推計の考え方

南海トラフ巨大地震による津波の推計のためのモデルは、内閣府モデルH24. 8によることとし、断層面の中で大きく滑る領域である「大すべり域」、「超大すべり域」を設定し、10mメッシュ単位の微細な地形変化を反映したデータを用いて陸域に遡上した津波の到達時間や浸水域、浸水深等を推計しています。

4. 被害想定

（高知県版第2弾）震度分布・津波浸水予測で津野町においては、最大クラスの巨大地震・津波（L2）による最大震度は「震度6強」、発生頻度の高い地震・津波（L1）の地震動による最大震度は「震度6弱」と想定され、町内全域において甚大な被害が発生すると考えられます。

そこで、今回の被害想定では、「①建物被害想定、②人的被害想定、③ライフライン施設の被害想定、④生活支障の被害想定」を最大クラスの巨大地震・津波（L2）と発生頻度の高い一定程度の地震・津波（L1）による被害想定を併記し、今後の「地震対策」に活用していくものとします。

（1）建物被害想定

【町内】全壊棟数・焼失棟数

モデルケース	液状化	揺れ	急傾斜地崩壊	地震火災	計
L2 (陸側)	若干数	1,000	20	50	1,100
L1	若干数	若干数	若干数	20	30

※四捨五入の関係で計が合わない場合がある。

【町内】半壊棟数

モデルケース	液状化	揺れ	急傾斜地崩壊	地震火災	計
L2 (陸側)	若干数	1,700	30	想定なし	1,700
L1	若干数	180	若干数	想定なし	190

※四捨五入の関係で計が合わない場合がある。

(2) 人的被害想定

【町内】 死者数

モデルケース	建物倒壊	急傾斜	火災	ブロック 塀等	計
L 2 (陸側)	70	若干数	若干数	若干数	70
L 1	若干数	若干数	若干数	若干数	若干数

※四捨五入の関係で計が合わない場合がある。

【町内】 重症者数

モデルケース	建物倒壊	急傾斜	火災	ブロック 塀等	計
L 2 (陸側)	270	若干数	若干数	若干数	270
L 1	20	若干数	若干数	若干数	20

※四捨五入の関係で計が合わない場合がある。

【町内】 負傷者数

モデルケース	建物倒壊	急傾斜	火災	ブロック 塀等	計
L 2 (陸側)	480	20	若干数	若干数	490
L 1	30	若干数	若干数	若干数	30

※四捨五入の関係で計が合わない場合がある。

(3) ライフライン施設の被害想定

【町内】 上水道施設の断水人口

モデルケース	断水人口	被害件数	復旧予定日数
L 2 (陸側)	3,200	40	68 日
L 1	920	10	29 日

※四捨五入の関係で計が合わない場合がある

【高知県内】 電力施設の停電件数等の被害想定

モデルケース	被災直後	1 日後	4 日後	1 週間後	復旧予定
L 2 (陸側)	100%	90%	44%	35%	19 日後

L 1	100%	90%	13%	2%	8日後
-----	------	-----	-----	----	-----

【高知県内】通信施設の不通回線数の被害想定

モデルケース	被災直後	1日後	1週間後	2週間後
L 2 (陸側)	100%	83%	23%	6%
L 1	72%	78%	3%	0%

【町内】ガス施設の供給停止戸数、要点検需要家数

モデルケース	需要家数	要点検需要家数	機能支障率
L 2 (陸側)	2,200	980	44%
L 1	2,200	70	

(4) 生活支障の被害想定

【町内】避難生活者数

モデルケース	経過日数	全避難者	指定避難者 避難者	指定避難所外 避難者
L 2 (陸側)	1日後	1,400	830	560
	1週間後	1,900	960	960
	1か月後	2,600	780	1,800
L 1	1日後	50	30	20
	1週間後	210	100	100
	1か月後	50	20	40

※四捨五入の関係で計が合わない場合がある

【町内】指定避難所へ避難する要配慮者数

モデルケース	経過日数	指定避難所避難者数
L 2 (陸側)	1日後	220
	1週間後	260
	1か月後	210
L 1	1日後	10
	1週間後	30
	1か月後	若干数

※四捨五入の関係で計が合わない場合がある

5. 過去の南海大地震

南海道沖に発生する大地震は約百年程度の間隔で発生しており、白鳳地震、仁和地震、康和地震、天平地震、慶長地震、宝永地震、安政南海地震、南海地震の8個の地震です。昭和21年の南海地震については正確な被害記録が残っているが、以前の地震についても、本町においても被害があったと思われます。

過去の地震記録

発生年月日	地震名	規模 (M)	被害の概要
684.11.29 (天武13年)	白鳳地震	8.3	山くずれ、河湧き家屋社寺の破損、人畜の死傷多く。津波襲来、土佐の舟多数沈没、土佐で田苑約12km ² 海中に沈む。
887.8.26 (仁和3年)	仁和地震	8.3	京都の民家官庁で倒壊多く、圧死者多数。津波襲来し、摂津で被害最大、余震が8月末まで続いた。
1099.2.22 (康和元年)	康和地震	8.2	興福寺西金堂壊れ、大門が壊れた。土佐で田千余町皆海底に沈む。
1361.8.3 (天平16年)	天平地震	8.4	山城、摂津より紀州熊野に至る、諸堂倒壊破損多かつた。津波被害は摂津、土佐、阿波で多く、阿波雪湊で流失1700戸、流死60人余、余震多数。
1605.2.3 (慶長9年)	慶長地震	7.9	震害の記録としては、淡路島、安坂村、千光寺で諸堂倒れ仏像が飛散る。津波は、犬吠岬より九州に至り、八丈島で57人三崎で溺死153人、浜名湖付近の橋本で100戸中80戸流失し、死多く、紀州西岸広村で1700戸中700戸流失。阿波の鞆浦で波高10丈、死100人余、穴喰で波高2丈、死500人余、室戸岬付近で400人余、九州では、東目(大隈)より西目(薩摩)に大波が寄せ、死者があった。
1707.10.28 (宝永9年)	宝永地震	8.6	全体で潰家29000、死4900人、家屋倒壊範囲は、東海道から中国、九州に及ぶ。震害は、東海道、伊勢湾、紀伊半島で、最もひどく袋井全滅、田辺で431戸中158戸つぶれ、大阪壊家1061、死734人、徳島で630戸倒壊。津波は伊豆半島から九州に至る沿岸を襲い、瀬戸内海にも達した。土佐で流家11170、死1844人。尾鷲で死1000人余。波高は室戸、種崎2.3m(溺死700余)、久礼2.5、7m。室戸で1.5m、串本で1.2m、御前崎で1~2m隆起し、高知市の東20km ² が最大2m沈下、海水に侵された。遠州灘沖および紀伊半島沖の2つの地震とも考えられる。
1854.12.24	安政南海	8.4	安政地震の32時間後。被害は、近畿、中国、四国、全部と九州、

(安政 元年)	地震		中部地方の一部および、津波は房総から九州に至る沿岸を襲った。全壊20000、半壊40000、焼失15000、死者約3000人。波高は久礼16.1m、種崎11m、室戸3.3m、宍喰5~6m。室戸、紀伊半島は南上がりの傾動を示し室戸、串本で1.2m隆起、甲浦、加太で約1m沈下、浸水。
1946.12.21 (昭和21年)	南海地震	8.0	被害は、中部以西日本各地にわたり、死1330人、行方不明者102、家屋全壊11591、半壊23487、流水1451、浸水33093、焼失2598、船舶破損流水2991。津波は静岡県より九州に至る海岸に襲来し、高知、三重、徳島沿岸で4~6mに達した。室戸、紀伊半島は南上がりの傾動を示し、室戸で1.27m、潮ノ岬で0.7m上昇、須崎、甲浦で1.0m沈下。高知付近で田園15km ² が海面下に没した。

第3章 防災関係機関

防災関係機関は、その責務を果たすため相互に連携・協力しながら防災にかかる事務又は業務を遂行します。

第1節 防災関係機関の責務

防災関係機関は、防災業務の実施に関して次の責務を負います。

1. 津野町

津野町は、一次的に災害に対処する責務を負う基本的な地方公共団体として、その市町村の地域にかかる防災計画を作成して防災活動を実施します。

2. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定めて防災活動を実施するとともに、県及び津野町の防災活動が円滑に行われるよう指導を行います。

3. 指定公共機関・指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に照らして、自ら防災活動を実施するとともに、県及び津野町の防災活動が円滑に行われるよう協力します。

4. 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急措置を実施します。

第2節 組織計画

災害対策本部の組織

内容は、一般対策編第3章災害対策計画第1節組織計画を準用。

第4章 住民、事業所の責務

1. 住 民

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より地震に対する備えを心がけるとともに、地震発生時には要配慮者とともに早めに避難をするよう行動します。被害が発生した場合は、初期消火、負傷者への援助や防災関係機関が行う防災活動への協力を努めるものとします。

2. 事業所

事業所は、地震時に果たす役割を十分認識し、地震時に重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）の策定、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検・見直しなど防災活動の推進に努めるものとします。

地震時に果たす役割

- (1) 従業員や利用者等の安全確保
- (2) 事業の継続
- (3) 地域への貢献・地域との共生
- (4) 二次災害の防止

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災緊急事業五箇年計画の推進について定めます。

南海トラフ地震から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき次の施設等については、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」を踏まえ、計画的に整備を図るものとします。

なお、町有施設の耐震化は、今後、検討のうえ、整備計画を立て、整備を図っていきます。

1. 指定避難所
2. 指定緊急避難場所
3. 避難路
4. 消防用施設
5. 消防活動を確保するための道路
6. 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、港湾施設、漁港施設
7. 共同溝等
8. 地震防災上改築又は補強を要する医療機関
9. 地震防災上改築又は補強を要する社会福祉施設
10. 地震防災上改築又は補強を要する公立の小学校、中学校
11. 地震防災上改築又は補強を要する公立の盲学校、ろう学校、養護学校
12. 8から11まで掲げるもののほか、地震防災上補強を要する公的建造物
13. 津波発生時における円滑な避難確保のため必要な海岸保全施設、河川管理施設
14. 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
15. 地域防災拠点施設
16. 防災行政無線設備
17. 地震災害時における飲料水、電源確保のための設備等
18. 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
19. 地震災害時における応急救護設備又は資機材
20. 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第2編 災害予防対策

第1章 地域防災体制の確立

災害予防対策を進めるうえでの基本となる事項です。

第1節 防災まちづくり

防災まちづくりにおいては、次の点に特に注意をすることとします。

1. 建築物の安全確保（詳細は第5編「重点的な取り組み」）

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、該当施設の耐震計画を作成し、優先順位を定め計画を実施することとします。

個人住宅の耐震化については、耐震診断の推進等により耐震改修・建替の促進を図ります。

2. ライフライン施設等の機能確保と不測の場合への備え

電気、ガス、水道、電話等の各ライフライン事業者は、地震、津波に対する機能の確保に努めるとともに、災害発生時には、早期復旧できる体制を構築します。

各種のライフラインが寸断される不測の事態へ備えるため、水や食糧など生活必需品の個人備蓄を推進するものとします。

3. 危険物施設等の安全確保

発火性又は引火性を有する物品を製造、貯蔵、取扱いをする危険物施設など災害発生時に周辺住民に危険を及ぼす施設への安全確保指導を強化します。

4. 液状化への取り組み

液状化の危険度が高い地域の調査を検討します。

第2節 防災知識の日常化

防災関係者をはじめ、全ての町民の皆さんが、地震・津波に関する知識を常識として持つための取り組みを進めます。

1. 防災関係者の研修

防災関係機関は、職員を対象とし、地震・津波に関する研修を毎年実施することとします。

2. 防災教育の実施（詳細は、第5編「重点的な取組み」）

南海地震を経験する可能性が高い世代への防災教育を推進し、その取組みを家庭、地域へと広げていきます。

（町・消防本部等・教育委員会）

3. 防災に関する広報の実施

防災関係機関は、自ら実施する取組みや住民の意識を高めるための広報を様々な媒体を活用し、実施するものとします。

4. 危険物を有する施設などにおける防災研修

危険物を有する施設、大規模小売店舗等の安全管理や緊急時の対応に関する防災研修を推進します。

第3節 実践的な防災訓練の実施

町及び防災機関等は、最大クラスの地震の震度予測や土砂災害予測などをもとに、地域特性や地震の発生時間等を考慮し、実状に即した実践的な防災訓練をボランティア及び地域住民と協力して、少なくとも年1回以上実施します。

また、南海トラフ地震対策特別措置法に基づき対策計画（第2章第2節3を参照）を策定した事業所は、避難訓練を年1回以上実施するよう努めるものとします。

訓練後には、地域防災計画の点検や評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

防災訓練は、次の訓練を実施します。なお、県は、津野町が自主防災組織等の参加を得て行う訓練や対策計画に基づき事業所が行う避難訓練などに対し必要な助言と支援を行うものとします。

1. 初動体制の確立訓練

地震発生時の各種の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練を実施します。

2. 現地訓練

地震発生時に実際に行うことを検証することを目的として、現地訓練を実施します。

この際、関係機関や関係者との連携を十分に考慮して実施します。

3. 情報収集・伝達等に関する訓練

情報通信器の操作の習熟、情報の内容精査及びとりまとめ、収集情報の広報を目的に訓練を実施します。

4. 図上訓練

様々な被害シナリオを想定し、応急対策能力を高めるための図上訓練を関係機関と連携し、実施します。

5. 広域避難

他県及び他市町村と緊密に連携を図りながら、広域訓練を実施します。

6. 要配慮者等へ配慮した訓練

住民等が参加して行う避難訓練を実施する際には、高齢者や障害者などの要配慮者の多様なニーズに十分に配慮し、地域において支援する体制が整備されるように努めるとともに、男女のニーズの違い等様々な視点に十分配慮するように努めます。

第4節 自主的な防災活動への支援

南海トラフ地震が発生すると、大きな揺れに続き大津波が沿岸部を襲います。命を守るためには、住民の皆さんが自ら身を守る行動をしていただくことが重要となります。

地域での自主的な防災活動への支援を行います。

1. 自主防災組織の育成

地域ごとの自主防災組織の設立や研修、訓練に対して支援を行います。この際、多様な世代が参加できるような環境を整備するとともに、女性の参画の推進に努めるものとします。

2. 自主防災活動のリーダーの育成

地域での自主的な防災活動のリーダーとなる方々を対象とし、研修を実施します。

3. 自主防災組織の育成手法

- (1) 地域の危険性に関する情報（被害想定、危険箇所等）の提供
- (2) 自主防災組織の必要性についての広報
- (3) 防災訓練、研修会等の実施への支援
- (4) 啓発資料の作成
- (5) 地域防災施設の整備支援

4. 自主防災組織の役割と活動内容

(1) 自主防災組織の役割

自主防災組織の「重要な役割」として欠かせないもの

- ア. 地域で起きる災害について正しい知識を広める取組み

イ. 災害発生時に安全に避難する取組み

ウ. 高齢者など要配慮者への支援

(2) 自主防災組織の活動

上記「重要な役割」以外の取組みは、自主防災組織で話し合いどの活動を行うか決定します。

ア. 平常時の活動

(ア) 災害に関する知識の普及

(イ) 地域における危険箇所の把握と周知

(ウ) 地域における防災施設（消防水利、避難所等）の把握と周知

(エ) 防災訓練の実施

(オ) 高齢者、障害者等の要配慮者の把握

(カ) 家庭における防災点検の実施

(キ) 情報収集・伝達体制の確認

(ク) 物資（防災資機材、非常食、医薬品等）の備蓄・点検

イ. 災害時の活動

(ア) 集団避難、要配慮者の避難誘導

(イ) 地域住民の安否確認

(ウ) 救出・救護の実施

(エ) 初期消火活動

(オ) 情報の収集・伝達

(カ) 給食・給水の実施及び協力

(キ) 避難所の運営に対する協力

5. 自主防災組織と消防団・防犯活動団体との連携

(1) 自主防災組織と消防団との連携を促進することにより、地域コミュニティの防災体制の充実・強化を図ります。

(2) 防災訓練や研修などを通じ、自主防災組織と防犯活動団体との連携を促進することにより、地域コミュニティの防災体制の充実・強化を図ります。

第5節 自主的な支援への環境整備

大規模災害時には、本来なら自ら実施すべきことが、被災したために、実施できなくなる場合があります。

そうした場合には、被災していない方やボランティアなどの自発的な支援が被災した方々の大きな助けとなるため、こうした自発的な支援の環境整備を進めます。

1. 関係者相互の連携の強化

町は、高知県、NPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、日本赤十字社など災害発生時に連携する必要がある関係者で、定期的に、災害発生時の役割分担など応急対策事項に関して協議を行います。

2. 自発的な支援を担う人材の育成

ボランティアリーダーやボランティアコーディネーターなど自発的な支援を担う人材の育成を行います。

(日本赤十字社、社会福祉協議会、県、津野町)

3. ボランティアの受入れと活動支援

ボランティア活動の活性化に向けた環境整備を推進します。

- (1) 災害ボランティア活動に関する普及啓発
- (2) ボランティアリーダー、ボランティアコーディネーターの養成
- (3) 災害ボランティアセンターの設置及び支援
- (4) 災害ボランティアセンターの活動拠点の整備
- (5) 必要資機材の貸出し

第6節 情報の収集及び伝達体制

地震発生時には、正確な情報を迅速に住民に伝えるとともに、防災関係機関で相互に情報を共有し、連携して応急対策を行えるよう、平常時から情報の収集、伝達体制の確立や施設の整備に努めます。

1. 住民への情報伝達

- (1) 地震・津波に関する情報を入手し次第、瞬時に、住民に伝えるための施設整備を進めるとともに、広報車を利用し、情報を周知徹底する方法を合わせて進めます。
- (2) 地震・津波に関する情報提供を継続して行うための通信施設の整備や代替手段の検討を進めます。

2. 初動体制の確立

地震発生時に職員を参集させるための情報伝達手段を整備するとともに、一定以上の地震を感じた場合には自主的に参集する体制を整備します。

3. 防災関係機関相互の共有化

- (1) 高知県防災行政無線システムの適切な管理運営を実施し、防災関係機関との情報の共有化を図ります。
- (2) 自らの通信施設が使用不能となった場合には、他の機関の通信施設を利用させてもらう「非常通信」を実施します。

4. バックアップ機能の整備

無線設備や非常用電源整備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、耐震性のある堅固な場所への設置等に努めます。

第2章 予防対策の推進

第1節 火災予防対策

地域や職場における消火・避難訓練を推進するとともに、民間防火組織の育成を図ります。

また、予防査察の強化及び建築物の不燃化の促進を図ります。さらに、地震発生時に現有消防力を最大限に活用できるように、消防力の強化を図ります。

1. 地域や職場における消火・避難訓練

家庭や職場における火災の防止、初期消火、避難・誘導について講習会や訓練により徹底を図ります。

2. 民間防火組織の育成

自主防災組織の育成を図ります。

3. 予防査察の強化と建築物の不燃化の促進

- (1) 計画的に予防査察を実施し、火災発生の危険がある個所を明らかにし、火災の未然防止を図ります。
- (2) 建築物の不燃化を促進します。

4. 消防力の強化

災害発生時に、現有消防力を最大限に活用し、被害を最小限に軽減することを目的とする総合的な消防計画を策定します。

消防計画策定にあたっては、特に次の点に注意するものとします。

- (1) 教育訓練計画（消防職員及び消防団員の教育訓練）
- (2) 情報計画（被害状況の把握及び関係機関への報告・通報）
- (3) 避難計画（関係機関と連携した避難の誘導）
- (4) 消火計画（自主防災組織など地域住民と連携した消火）
- (5) 救助救急（自主防災組織など地域住民と連携した救助救命）

第2節 危険物等災害予防対策

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物など地震発生時に危険性が高いものについて製造、貯蔵、処理又は取り扱いの安全性の向上を図ります。

1. 講習会、研修会等の実施

関係団体と協力して講習会、研修会を実施します。

2. 防災訓練の実施

町は、施設管理者、消防本部等と連携し、防災訓練を実施します。

3. 施設の整備

調査や検査を実施し、洪水・地震動に対する安全性の確保を図ります。

第3節 建築物等災害予防対策（詳細は、第5編「重点的な取り組み」）

地震の強い揺れから身を守るために、耐震対策を図ります。

1. 建築物等の耐震性の向上

- (1) 「建築物等の耐震改修の促進に関する法律」で対象となる建築物の耐震化を計画的に進めます。
- (2) 個人住宅の耐震診断及び耐震改修の支援をします。

2. 家具等の転倒防止

地震時の本棚や食器棚などの転倒防止方法に関する普及啓発を図ります。

3. 外装タイル等の落下やブロック塀等の倒壊防止

建築物における天井材等の非構造部材の脱落、ガラスの飛散、ブロック塀の倒壊等の防止対策について普及啓発を図ります。

4. 文化財の耐震対策

文化財保護のための施設、設備の整備等の耐震対策に努めます。

5. 地震保険の加入促進

地震や津波により住居用建物や家財が被災した場合に、速やかに被災者の生活の安定化を図るため、住民に対して地震保険に関する情報提供を行います。

第4節 地盤災害等予防対策

地震時の地盤災害のメカニズムの研究を進めるとともに既存の予防対策を危険度に応じて実施します。

1. 地すべり予防対策

土砂災害の恐れのある箇所に対して、地すべり防止施設の整備を図ります。

また、町民に対してハザードマップ等の整備を含め、情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難についても周知を図ります。

2. 急傾斜地崩壊対策

地震による崩落の危険がある崖地の把握に努め、急傾斜地崩壊危険区域の指定を進めるとともに、崩壊対策事業を推進します。

また、町民に対してハザードマップ等の整備を含め、情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難についても周知を図ります。

3. 土石流対策

土砂災害の恐れのある箇所に対して、砂防設備の整備を図ります。

また、町民に対してハザードマップ等の整備を含め、情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難についても周知を図ります。

4. 液状化対策

液状化の危険度が高い地域の調査を行い、河川等の液状化対策の推進を図ります。

また、ハザードマップ等により、町民への危険の周知に努めます。

第5節 公共土木施設等の災害予防対策

地震動による人的被害の軽減及び緊急的な応急対策を実施するための機能の確保を図ります。

1. 公共土木施設等の対策

地震防災対策上整備すべき施設等は、「地震防災緊急事業五箇年計画」（第1編第5章を参照）を中心に整備を図ります。

整備にあたっては、特に、次の点に留意するとともに施設の維持管理を適正に行います。

(1) 河川施設対策

地震に対する安全性の評価を踏まえた強度の確保

(2) 道路施設対策

応急対策上重要な道路・橋梁の安全性の確保

2. ライフライン等の対策

各施設管理者は、地震動に対する機能維持を図り、さらに、応急復旧体制の整備を図ります。

特に、次の事項に留意するとともに、第3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとします。

(1) 水道

一般対策編 第3章災害対策計画 第10節飲料水供給計画を準用。

(2) 電力

一般対策編 第3章災害対策計画 第23節電力応急対策計画を準用。

(3) ガス

ア. 実施責任者

(一社) 高知県 LP ガス協会

イ. 広報の実施

(ア) 被害の概況、復旧見込みについて公表します。

(イ) 被災地区については、被害概況等に加え、注意事項などきめ細かい情報を提供します。

ウ. 要員の確保

(ア) 動員計画に基づき要員の確保に努めます。

(イ) 不足する場合は、(一社) 高知県 LP ガス協会では各ブロック等へ応援を要請するものとします。

エ. 資材の確保

保有する応急措置用資材を優先使用し、不足する場合は本店等から緊急転用措置を要請します。

オ. 避難所への支援

(一社) 高知県 LP ガス協会は、各ブロックにより避難所での炊出し、給湯の支援を行います。

カ. 保安対策及び復旧対策

保安上必要なものから優先的に復旧工事を実施します。

(4) 通信

一般対策編 第3章災害対策計画 第24節通信施設対策計画を準用。

3. 町が管理等を行う施設等に関する対策

緊急的な応急対策を実施するための機能の確保及び円滑な避難の確保を図ります。

(1) 不特定多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、診療所、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとします。

ア. 各施設に共通する事項

- (ア) 各種警報等の入場者への伝達
- (イ) 入場者等の安全確保のための避難等の措置
- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食料等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオなど情報を入力するための機器の整備

イ. 個別事項

- (ア) 診療所にあつては、移動することが困難な者の安全確保のための必要な措置
- (イ) 学校等にあつては、避難の安全に関する措置及び保護を必要とする生徒等に対する措置
- (ウ) 社会福祉施設にあつては、移動することが困難な者の安全確保のための必要な措置

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、上記アに掲げる措置をとるほか、災害対策本部と連携して、次に掲げる措置をとるものとします。

- ア. 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ. 無線通信機等通信手段の確保
- ウ. 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとします。

第6節 緊急輸送活動対策

緊急的な応急対策を最優先として、緊急輸送体制の整備を図ります。

内容は、一般対策編第2章第11節第3項緊急輸送活動対策を準用。

第7節 避難対策

地震発生後の火災や2次的な災害からの一時的な避難及び一定期間継続する避難に関し、事前対策を進めるとともに、避難経路と避難場所、また、避難場所と避難所の違いなどについて、広報紙や防災マップなどにより、周知徹底に努めます。

1. 一時的な避難

- (1) 指定された避難所に避難しがたい場合を想定し、避難の原因に応じた一時的な避難場所（指定緊急避難場所）を、住民とともに地域で選定することとします。
- (2) 一時的な避難についても、誘導案内や避難場所の表示灯の標識を整備します。
- (3) 広報誌や防災マップなどにより、一時的な避難場所や経路などの周知徹底に努めます。
- (4) 保育所、幼稚園、学校等が保護者との間で、災害発生後、児童生徒等を施設等に待機させるか、保護者へ引き渡すかの判断などについて、あらかじめルールを定めるよう促します。
- (5) 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所、幼稚園等の施設との連絡及び連携体制の構築に努めるものとします。

2. 長期的な避難

- (1) 避難所として一定期間の避難生活ができる適切な施設（指定避難所）を指定します。
- (2) 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定します。
- (3) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとします。
- (4) 指定避難所の耐震化、必要な物資や資機材の整備等を図るものとします。
- (5) 要配慮者や男女のニーズの違い等、多様なニーズに十分配慮した物資や資機材整備を図るものとします。
- (6) 住民に対し、あらかじめ避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとします。

3. 広域避難

- (1) 指定避難所として指定する際に併せて広域一時滞在の活用を含め、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定することとします。
- (2) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、「高幡圏域広域避難計画」に基づき、周辺市町との平時からの連絡調整及び合同訓練の実施に努めます。

4. 応急仮設住宅等

- (1) 県及び町は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達及び供給体制を整備します。
- (2) 県及び町は、災害に対する安全性に配慮し、応急仮設住宅の建設可能な用地の把握に努めます。
- (3) 町は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとします。
- (4) 町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努めます。

第8節 防災活動体制の整備

初動体制や防災関係機関との連携など活動体制の整備を図ります。

1. 初動体制の整備

- (1) 参集基準を明確にし、迅速な初動体制の確立を図ります。
- (2) 実践的な初動体制確立の訓練を実施します。

2. 防災関係機関との連携

地震発生時に協力して応急対応を実施する防災関係機関は、共同訓練や情報交換、協定の締結など日ごろから連携した取組みを実施します。

3. 広域的な応援体制の整備

人的な応援・受援体制の整備とともに、備蓄する食料や資機材など広域的な調達体制を整備します。

4. 民間事業者との連携体制の整備

民間事業者と協定締結等を進め、支援物資の管理や輸送等の協力体制を構築し、迅速な災害応急対策が行えるように努めることとします。

5. 複合災害への備え

町及び防災関係機関は、同時又は連続して2以上の災害が発生することにより、被

害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（例えば、地震及び津波に加え、豪雨災害等が発生した場合など）が発生した場合を想定した体制の確保に努めます。

第9節 地域への救援対策

地震発生直後に緊急的に必要な物資の確保を図ります。

1. 飲料水、食料等の確保

- (1) 3日分以上の飲料水、食料の個人備蓄、自動車へのこまめな満タン給油を推進します。
- (2) 指定避難所への飲料水、食料等の必要物資の備蓄を推進します。
- (3) 民間事業者との協定締結等を進め、緊急的に必要となる物資の調達体制の整備を図ります。
- (4) 交通途絶を想定し、分散備蓄を進めます。
- (5) 要配慮者の特性に配慮した備蓄を進めます。

2. 防疫及び保健衛生活動

- (1) 災害時の消毒、保健衛生体制をあらかじめ定めることとします。
- (2) 薬剤や資機材の調達方法についてあらかじめ定めることとします。

3. 災害廃棄物への発生への対応

災害時に発生する廃棄物（し尿、生活系ごみ、がれき等）に対して、あらかじめ災害廃棄物処理計画を定めることとします。

4. 医療対策

津野町災害時医療救護計画及び高知県災害時医療救護計画に基づいた医療救護活動が実施できるよう研修会や防災訓練の実施、資機材の整備等を進めます。

(医師会、日本赤十字社高知県支部、県健康政策部、津野町)

- (1) 災害時医療救護体制の整備（一般対策編第2章第11節第2項を参照）
 - ア. 大規模災害時に、津野町災害時医療救護計画が実効あるものにするため、関係者への周知徹底や防災訓練を実施し、常に内容に検討を加えるものとする。
 - (ア) 直接地域住民の生命、健康を守るための医療救護活動を行います。
 - (イ) 医療救護所において、中等症患者及び重症患者への応急処置及び軽症患者に対する処置を行います。
 - (ウ) 救護病院において、医療救護所に対応できない重症患者及び中等症患者の処置及び収容を行います。

イ. 町は、次の事項を実施します。

- (ア) 医療救護活動及び医療救護施設の整備について、地域の実情に合わせた災害医療救護計画を策定します。
- (イ) 医療救護所、救護病院等を指定し、医療機関管理者等と協議して、それぞれの機能の確保に努めます。
- (ウ) 地域の医療関係団体や自主防災組織との連携に努めます。
- (エ) 医療救護所等を設置する場所を、平時から住民に周知します。
- (オ) 応急手当等の家庭看護の普及を図ります。
- (カ) 県及び津野町の災害医療救護計画について関係者に周知します。

(2) 医薬品等及び輸血用血液の供給体制の整備

- ア. 町及び県は、医薬品、医療用資機材等の備蓄に努めます。
- イ. 町及び県は、医薬品卸業者、薬剤師会等と連携し、医薬品等の確保及び供給体制を整備します。
- ウ. 高知県赤十字血液センターは、輸血用血液の確保体制を整備します。

(3) 通信体制及び輸送体制の整備

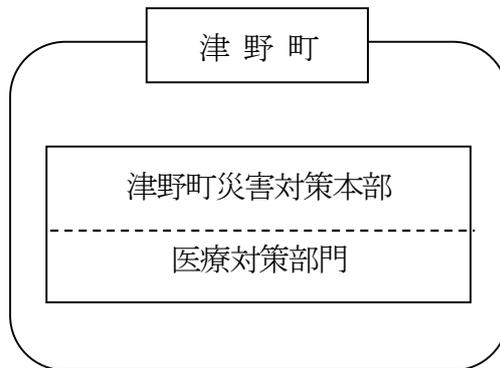
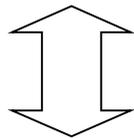
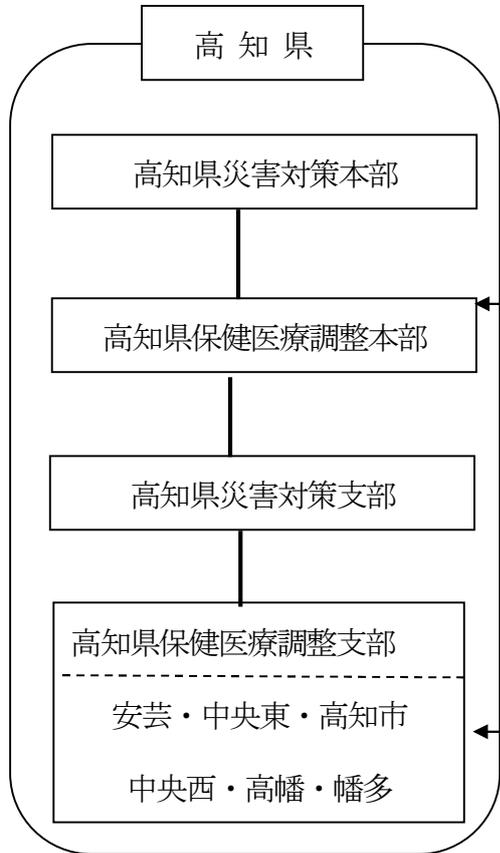
- ア. 町及び県は、通信体制や緊急輸送体制の整備に努めます。
- イ. 町、県及び関係機関は連携し、保有する機動力を効率的に活用します。
- ウ. 町、県及び関係機関は連携して、医療救護に関する情報の収集伝達体制を整備します。

(4) 広域災害・救急医療情報システムの整備及び活用

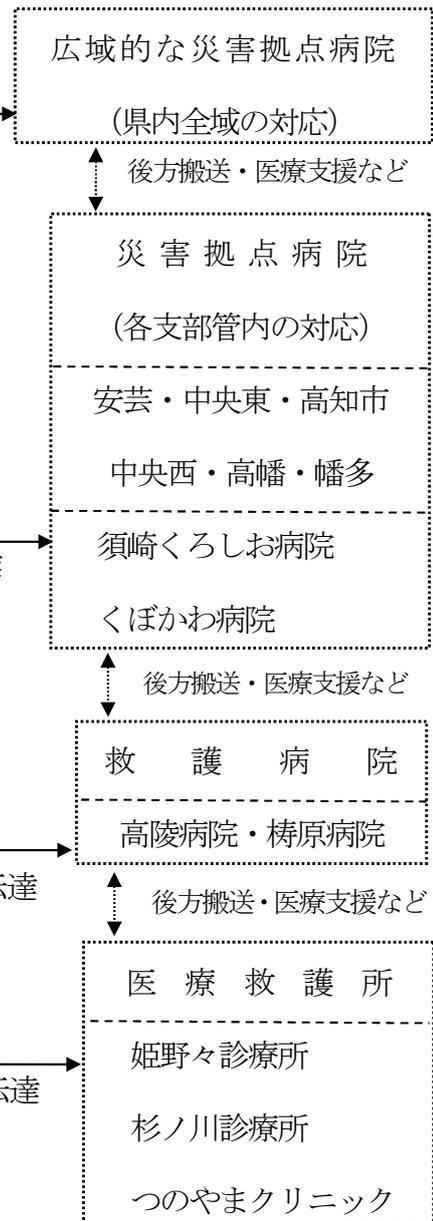
- ア. 町、県及び医療機関は、医療施設の被害状況等の情報を迅速に把握できるよう衛星携帯電話や広域災害救急医療情報システム（EMIS）等の操作訓練を定期的に行うなど操作方法の習熟に努めます。
- イ. 町、県及び医療機関は、医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行います。
- ウ. 県は、国へ災害派遣医療チーム（DMAT）を要請するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請します。

〔災害医療救護体制図〕

＜県・市町村の体制＞



＜医療救護施設等＞



支援調整
情報収集・伝達

支援調整
情報収集・伝達

支援調整
情報収集・伝達

支援調整
情報収集・伝達

第10節 要配慮者への対策等

地震発生時に身を守るために配慮が必要な方々への支援の検討を進めます。対策を進めるにあたっては本人の意思、プライバシーの保護、要配慮者や避難行動要支援者の特性及び男女のニーズの違い等の男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとします。

1. 在宅の要配慮者及び避難行動要支援者への支援

- (1) 津野町地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、安否確認等を行うための措置について定めます。
- (2) 津野町地域防災計画に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとします。
また、避難行動要支援者名簿については、実態を適切に反映したものとなるよう定期的に更新するとともに、名簿情報の適切な管理に努めます。
- (3) 津野町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めます。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、個別避難計画情報の適切な管理に努めます。
- (4) 避難支援等に携わる関係者として津野町地域防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとします。その際には、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を行うものとします。
- (5) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮を行います。
- (6) 安全が確認された後、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めます。

2. 社会福祉施設等における防災対策

- (1) 実態把握と継続的な防災対策
 - ア. 施設管理者は、安全対策シート等により施設の防災対策の実態を把握します。
 - イ. 施設管理者は、実態を把握したうえで、防災上の課題について優先順位を整理のう

- え、防災対策マニュアルを整備し、防災対策に取り組むこととします。
- ウ．施設管理者は、職員一人ひとりが災害時に適切な行動がとれるように、全職員は参加した防災対策に継続的に取り組むこととします。
- (2) 施設・整備の安全確保対策
- ア．施設管理者は、施設の耐震化に努めます。
- イ．施設管理者は、立地環境、建物の構造及び入居者の状況等を踏まえた適切な安全確保対策を実施します。
- (ア) 火災報知器、スプリンクラー、緊急地震速報受信機等の整備
 - (イ) 非常用電源、備蓄物資及び防災用資機材の設置場所の嵩上げ等
 - (ウ) 垂直避難のための器具等の整備
 - (エ) 危険物の管理
 - (オ) 家具及び書棚等の転倒防止対策
- (3) 施設入所者の避難対策
- ア．地域の災害特性の把握
(施設管理者、町)
施設の立地する地域の災害について、正しい知識及び対応の方法について習得に努めます。
- イ．施設入所者の避難計画の作成
(施設管理者、町、住民)
- (ア) 夜間・休日における災害の発生や状況によっては再度避難することを想定する等、現実的な避難誘導計画を防災対策マニュアル等の中で作成します。
 - (イ) 夜間の勤務者での訓練等や実践的な避難訓練を実施します。
 - (ウ) 災害時に職員は的確な判断ができるように図上訓練や実地訓練等を実施します。
 - (エ) 消防機関や自主防災組織等と連携した避難体制づくりを進めます。
- ウ．長期的な避難と広域連携
(施設管理者、町)
- (ア) 入所者等一人ひとりについて、他事業所等へ引き継ぐための情報を整理するとともに、避難生活に必要な薬品や器具等を整備します。
 - (イ) 広域的な避難に備え、県内及び県外の同種又は類似の施設との相互の避難と受け入れに関する災害協定の締結に努めます。
- エ．介護職員等の応援派遣体制、受援体制の整備
(施設管理者)
- (ア) 避難生活の長期化等に備え、介護職員等の派遣体制の整備に努めます。
 - (イ) 各施設は、他事業所等から支援を受けることを想定し、必要な受援マニュアル等の整備に努めます。

オ. 防災関係機関との連携

- (ア) 県は、要配慮者入所施設等の被災後の状況を想定し、代替的なものも含め所在市町村及び施設管理者との連絡体制を確立します。
- (イ) 消防機関は、施設の安全確保対策、避難対策について指導及び助言を行います。

第11節 各種データの整備保存

災害発生後の迅速な復旧復興を図るため、各種データの整備保存に努めるものとします。

各種データの整備保存

戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等の整備保存並びにバックアップ体制の整備に努めます。

(国、県、町)

第3編 災害応急対策

地震発生時の応急対策に関する基本的考え方と実施する項目について明らかにします。実施する項目については、マニュアル等に基づき、毎年、必ず訓練などにより検証を行います。

第1章 災害時応急活動

体制の確立、応急活動として実施すべき事項について明らかにします。

第1節 活動体制の確立

効果的な応急活動を実施するために、迅速な初動活動体制の確立を図ります。

1. 初動体制の確立

1 実施責任者

各 機 関

2 実施内容

- (1) 参集基準に基づいた職員の招集
- (2) マニュアル等に基づいた初動対応の実施
- (3) 災害対策本部設置基準等に基づいた体制の拡充（又は縮小）
- (4) 被害状況等の情報の関係機関相互の共有化

〈注意事項〉

参集基準に基づいた職員の招集

南海トラフ地震が発生した場合の参集経路や手段を事前に検証することとします。

また、地震発生後の情報等の召集に積極的に努め参集に備えるとともに、発災程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとします。

マニュアル等に基づいた初動対応の実施

計画された職員の参集まで時間がかかる場合も想定し、初動対応に関するマニュアル等を作成しておくこととします。

2. 災害対策本部の設置

災害対策本部の設置基準・動員体制及びそれに伴う実施事項を明確にし、関係者に周知徹底し、必要に応じて見直しをします。

○災害対策本部設置の基本的考え方

地震・津波による被害は、広範囲で同時に発生するため、県内の被害情報を収集し、その結果をもとに判断し、災害対策本部を設置しては、初動対応が遅れる可能性があります。

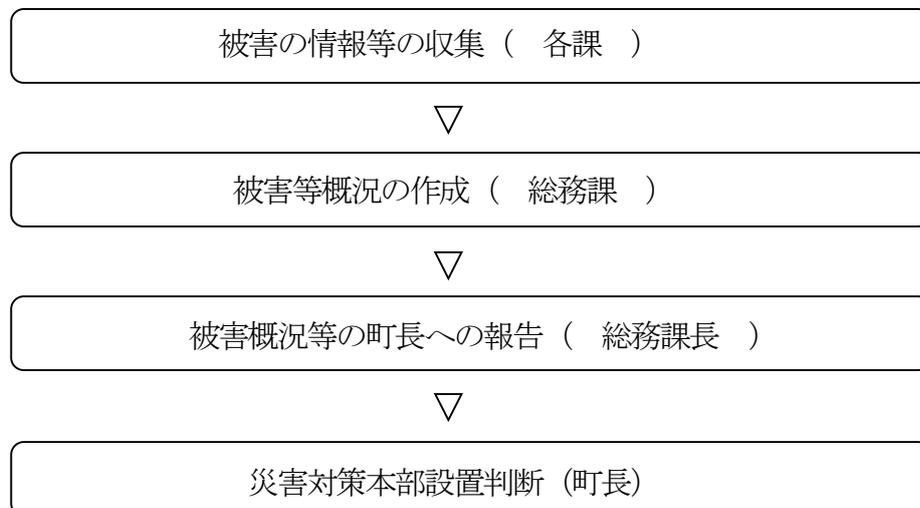
したがって、災害の発生が確実と考えられる震度や津波の高さが観測又は予想された場合には、自動的に災害対策本部を設置し、定められた初動活動を実施することとします。

また、場合によっては、災害が発生又はその恐れが予想される震度や津波の高さが観測又は予想された場合には、予め定められたセクションが県内の被害情報を収集し、その結果をもとに災害対策本部の設置を判断することとします。

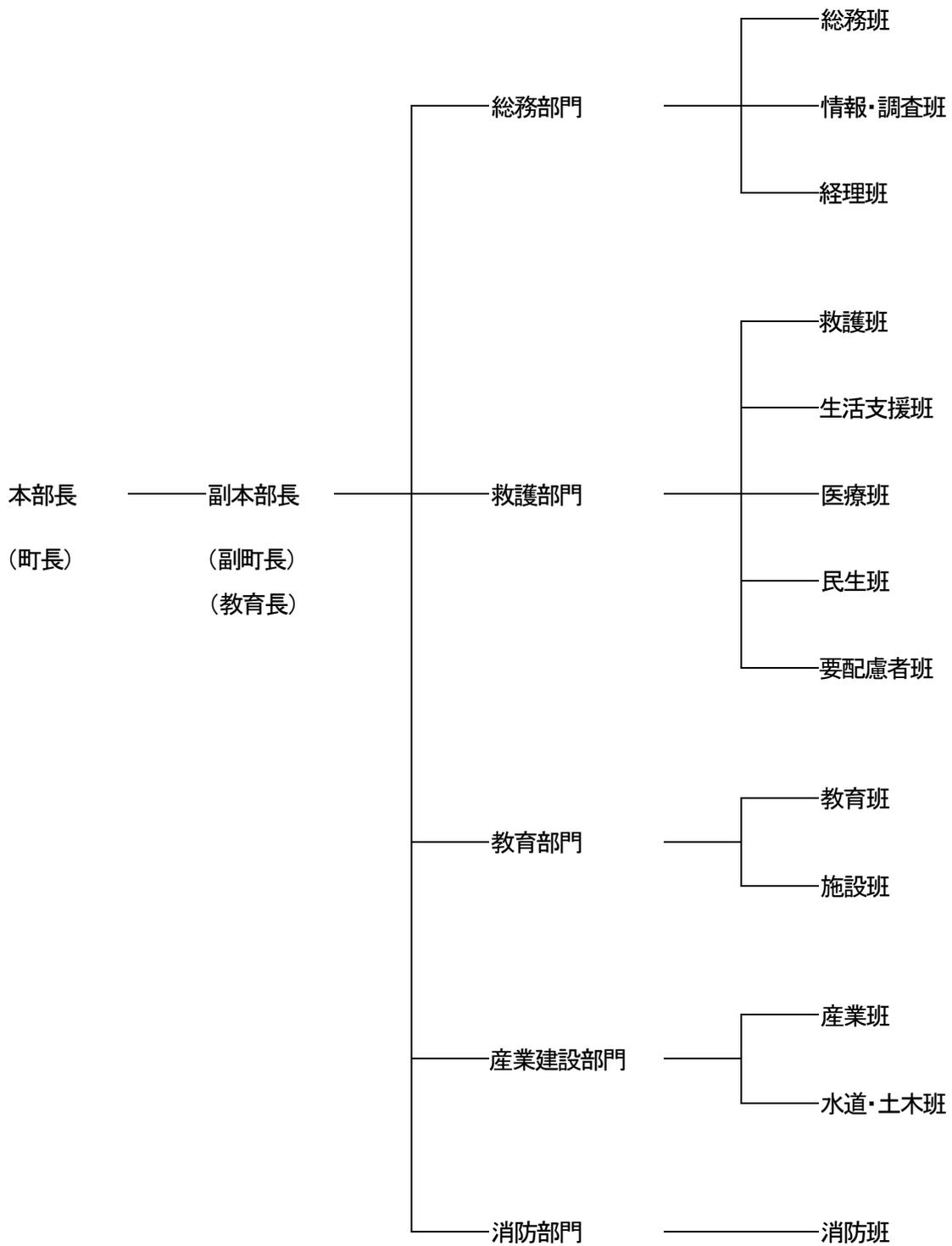
【津野町災害対策本部の配備体制、参集基準、動員体制と初動実施事項】

配備体制	参集基準	動員体制	初動実施事項
配備体制 (警戒体制)	町内で「震度3」の地震が発生した場合 南海トラフ地震臨時情報（調査中及び巨大地震注意）が発表されたとき	危機管理担当	関係機関等への情報の提供 管理施設及び周辺地域への注意喚起
震災第一配備 (厳重警戒体制)	町内で「震度4」の地震が発生した場合	町長・副町長・教育長 各課等の長 危機管理担当	関係機関等への情報の提供 管理施設及び収容人員の被害状況の調査・報告 津野町における被害状況の調査
震災第二配備 (災害対策本部設置)	町内で「震度4」の地震が発生し被害を確認した場合	町長・副町長・教育長 各課等の長 各課長補佐・振興監及び園長 危機管理担当	関係機関等への情報の提供 管理施設及び収容人員の被害状況の調査・報告 津野町における被害状況の調査
震災第三配備 (災害対策本部設置)	町内で「震度5弱」以上の地震が発生した場合 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	全職員	関係機関等への情報提供 管理施設及び収容人員の被害状況の調査・報告 津野町における被害状況の調査 緊急応急対策

津野町災害対策本部設置の流れ



組織系統



第2節 情報の収集・伝達

応急活動における情報の収集は、目的を明確にし、実施することとします。
 また、収集した情報は、自らの機関内での共有化はもちろんのこと、関係機関との共有化にも心掛けることとします。

1 実施責任者

津野町

2 実施内容

(1) 地震及び津波に関する情報

津野町地域防災計画に基づき、町民等に対して迅速に伝達します。

また、必要に応じて、避難情報等を実施します。

(2) 地震発生後の情報収集

地震発生直後は、被害状況を正確に把握することは困難と想定されます。
 そのため、当初は、人命に関わる情報を最優先として収集し、順次、収集する情報を広げるとともに精度を高めることとします。
 収集した情報は、関係者への報告及び公表により、情報の共有化を図ります。

ア. 町は、必要に応じて、通信施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び指定避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被害状況等の把握に努めるものとします。

イ. 町は、自主防災組織や消防団などの組織とも連携して、町内の概括的被害状況の把握に努め、状況を、順次、県に報告します。

ウ. 町、県は、応急対策活動に関する情報を相互に連絡するとともに、応急対策活動状況を公表します。

エ. 町から県、県から消防庁への報告経路及び内容は次のとおりです。

町は、当該町の区域内で震度4以上を記録した場合、被害状況の第1報を県に対して、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録した場合は、県及び消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く報告します。

[高知県危機管理・防災課連絡先]

回線別	区分		平日	休日・夜間
	電 話	F A X		
NTT 回線	電 話		088-823-9320	088-823-9699
	F A X		088-823-9253	088-823-9253
高知県防災行政無線	電 話		72-9320、72-2095	72-9320、72-2095
	F A X		72-9253	72-9253

[消防庁連絡先]

区分		平日 (9:30~17:45) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
回線別			
NTT回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	7527	7782
	F A X	7537	7789
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	TN-048-500-7527	TN-048-500-7782
	F A X	TN-048-500-7537	TN-048-500-7789

(注) TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

第3節 通信連絡

地震発生後、通信施設の管理者は、機能の確認と、支障が生じた施設の復旧を直ちに行うこととします。
さらに、各機関の施設を相互利用し、協力して通信体制を確保することとします。

1 実施責任者

津野町

2 実施内容

(1) 機能の確認と応急復旧

- ア. 町、県等の防災関係機関は、災害発生後ただちに、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行います。
- イ. 各通信事業者は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の災害対策用の通信の確保を優先して、応急復旧に努めます。

(2) 非常時の通信手段の確保

- ア. 有線通信が可能なとき
 - (ア) 高知県防災行政無線回線（地上系・衛星系・移動系）を優先使用します。
 - (イ) 災害時優先電話を利用します。
 - (ウ) 携帯電話、衛星携帯電話等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定を行います。
- イ. 自機関の電話が利用できないとき
 - 他機関の専用電話を利用します。
- ウ. 有線通信が途絶し利用できないとき
 - (ア) 他機関の有する無線通信施設を利用します。

- (イ) 非常通信の運用（高知県非常通信協議会の協力を得ます。）
- エ. 被災現地で活動するとき
 - 同一通信系を確保するため防災相互用無線を利用します。

第4節 応援要請

自らの対応機能では、対応できない場合には、災害対策基本法等に基づき、関係機関等に速やかに応援の要請を実施することとします。

また、応援の要請がなくとも被害の状況から支援が必要と思われる場合は、自主的な応援活動を心掛けることとします。

応援活動を円滑に実施するために、事前に協定や覚書等を結び、常に内容の検証を行います。

内容は、一般対策編第3章第4節を準用。

第5節 広報活動

1 実施責任者

津野町

2 実施内容

(1) 災害広報する内容

- ア. 被害状況
 - ・人的、物的被害
 - ・公共施設被害など
- イ. 関連情報
 - ・気象庁の発表する余震に関連する情報
 - ・余震による二次災害の危険性の注意喚起
- ウ. 安否情報
 - ・死亡者の情報
- エ. 応急対策情報
 - ・応急対策の実施状況
- オ. 生活情報
 - ・電気、電話、ガス、水道などの復旧状況
 - ・避難所情報
- カ. 住宅情報

- ・仮設住宅
- ・住宅復興制度
- キ. 医療情報
 - ・診療可能施設
 - ・心のケア相談
- ク. 福祉情報
 - ・救援物資
 - ・義援金
 - ・貸付制度
- ケ. 交通関連情報
 - ・道路規制
 - ・バス、鉄道、船舶、航空機の状況
- コ. 環境情報
 - ・災害ごみ
- サ. ボランティア情報
 - ・ボランティア活動情報
- シ. その他
 - ・融資制度
 - ・各種支援制度
 - ・各種相談窓口

(2) 災害報道

- ア. 報道機関は、災害関連番組又は記事を編成して報道することとします。
- イ. 放送事業者は、県、市町村、防災関連機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報、住民の円滑な避難に必要な情報提供に努めるように留意します。

(3) 被災者に対する情報伝達

- ア. 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した情報伝達を行います。
- イ. 避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体で情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めます。

(4) 総合的問い合わせ窓口の設置

各機関は、各種の問い合わせに対応できる総合的な問い合わせ窓口を設置することとします。

第6節 避難活動等

地震発生後の火災から逃れるためや、二次災害の危険から逃れるために、住民自らが自主的に避難することを基本とします。

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、避難情報等を速やかに実施し、誘導を行います。

また、町が実施できない場合には、県等が代行して避難情報等を実施します。

1. 避難情報等

1 実施責任者

津野町

2 実施内容

(1) 避難情報等の根拠法等

ア. 災害対策基本法第60条

イ. 「津野町避難情報等に関するガイドライン」

(2) 避難情報等の伝達方法

次の事項を同報無線、広報車などにより周知徹底します。

ア. 避難を必要とする理由

イ. 避難情報等の対象となる地域

ウ. 避難する場所

エ. 注意事項（避難経路の危険性、避難方法など）

(3) 避難誘導

町が、あらかじめ定めた計画に基づき避難誘導を実施し、必要に応じて関係機関等の協力を要請します。

なお、要配慮者に対する支援や誘導等を行う際には、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ適切な対応を実施します。

(4) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、町長は、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域を設定します。

2. 指定避難所の運営

1 実施責任者

津野町

2 実施内容

- (1) 指定避難所の被害状況を早急に把握します。
- (2) 指定避難所を迅速に開設し、周知徹底します。
- (3) 食事の供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じます。
- (4) 避難者の健康管理、プライバシーの保護、要配慮者の特性や男女のニーズの違い等多様な視点に配慮した避難所の運営に努めます。
- (5) 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼 夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めます。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めます。
- (6) 集団的な避難生活が困難な要配慮者のために、指定避難所内に福祉避難スペースを設置するとともに、状況によっては、福祉避難所等への移動を調整します。
- (7) 指定避難所等が確保できない場合は、県内の他市町村及び県に支援を要請することとします。なお、県は、県内で指定避難所等が確保できない場合は、他の県及び国に支援を要請することとします。
- (8) 避難生活に不足する物資の調達を行います。
- (9) 避難者の協力を得て、指定避難所の運営を図ります。
- (10) 避難者の総合的な相談窓口を設置します。
- (11) 避難生活が長期化することに備え、避難者の健康状態を把握し、健康相談、栄養指導、心のケアを含め対策を行います。
- (12) 指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めます。
- (13) 必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースや飼育用ゲージ等の確保に努めます。
- (14) 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、入口でのスクリーニングをはじめ、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めます。
- (15) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防

災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めます。また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有します。

- (16) 食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めます。
- (17) 避難所の運営に関し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援します。

第7節 災害拡大防止活動

1. 消防活動

1 実施責任者

津野町

2 実施内容

- (1) 消防機関は、人命の安全確保のための消火活動を優先的に実施します。
- (2) 必要に応じて、他市町村及び県に応援の要請をするものとします。

2. 水防活動

1 実施責任者

津野町

2 実施内容

地震発生を原因とする津波及び洪水への対応は、水防活動を行う者の安全に配慮しながら、必要な措置を実施します。

3. 人命救助活動

人命の救助は、全ての活動に優先するために、各種活動は、人命救助活動の妨げとなる場合は、規制をすることとします。

人命救助活動は、各救助機関がお互いに連携し、総力を挙げて救助活動を行うことを基本とします。

地震直後の人命救助活動は、地域の住民や自主防災組織が率先して実施することに努めることとします。

1 実施責任者

津野町

2 実施内容

- (1) 住民、自主防災組織等は、地域の救助活動に努めます。
- (2) 町、県、警察は、住民、自主防災組織等と協力して救助活動を実施します。
- (3) 県は、必要に応じ、迅速に自衛隊に災害派遣要請を行います。
- (4) 警察は、必要に応じ迅速に警察災害派遣隊の援助要請を行います。
- (5) 町、県は必要に応じて迅速に緊急消防援助隊の出動要請を行います。

4. 被災建築物に対する応急危険度判定

1 実施責任者

津野町、県

2 実施内容

- (1) 県は、応急危険度判定活動体制を確立します。
- (2) 県は、全県的な活動計画を市町村と調整しながら作成します。
- (3) 実施本部を設置し、判定実施計画を作成のうえ、必要に応じて、県へ派遣要請等の支援要請をします。
- (4) 町は、活動計画に基づき応急危険度判定を実施します。

5. 被災宅地の応急危険度判定

1 実施責任者

津野町、県

2 実施内容

- (1) 町、県は、被災宅地危険度判定実施体制を確立します。
- (2) 県は、市町村を支援し、必要に応じて国、他県への派遣要請等、連絡調整体制を確立します。
- (3) 町は、実施本部を設置し、判定実施計画を作成のうえ、必要に応じて県へ派遣要請等の支援要請をします。
- (4) 町は、判定実施計画に基づき判定を実施します。

第8節 緊急輸送活動

地震発生後の応急活動を効率的に実施できるように、緊急度、重要度を考慮し、関係機関が協力し、緊急輸送活動に取り組むこととします。

1 実施責任者

各機関

2 実施内容

○次の活動に必要な人員及び物資の輸送を優先します。

第1段階

- (1) 救助・救急活動
- (2) 医療救護活動
- (3) 消防・水防活動
- (4) 国及び地方公共団体の応急対策活動
- (5) ライフライン事業者の応急復旧活動
- (6) 緊急輸送施設等の応急復旧、交通規制活動

第2段階

- (1) 第1段階の継続
- (2) 給食・給水活動
- (3) 負傷者等の被災地外への輸送活動
- (4) 輸送施設の応急復旧活動

第3段階

- (1) 第2段階の継続
- (2) 復旧活動
- (3) 生活救援物資輸送活動

1. 陸上輸送

被災者の輸送は、四国運輸局高知運輸支局を通じて、運輸業者所有の車両を活用するものとします。

緊急物資の輸送については、県と、一般社団法人高知県トラック協会等があらかじめ締結している協定に基づき、町は県に支援を要請します。

2. 航空輸送等

最も緊急を有する輸送や陸上輸送が不可能な場合は、県に要請し、ヘリコプター等航空機を活用し、輸送を行います。

町は、ヘリコプターの離発着が可能な箇所の情報を整理します。また、離発着可能な場所の整備に努めます。

3. 自衛隊による輸送

陸・海・空の自衛隊の保有する航空機、車両、船舶については、緊急輸送活動の要請に基づく実施を県に要請します。

4. 広域輸送拠点の確保

輸送活動を円滑にするために、必要に応じて広域輸送拠点を開設し、その周知徹底を図ります。

5. 緊急輸送の為の燃料確保

輸送活動を円滑に行うために、各機関は燃料の調達・供給体制の整備を図ります。

第9節 交通確保対策

応急活動を効率的に実施するために、各種の規制及び応急措置を行います。

1 実施責任者

各機関

2 実施内容

(1) 交通規制等

ア. 県公安委員会による規制

(ア) 通行可能な道路や交通状況を迅速に把握します。

(イ) 直ちに、通行規制を実施します。

(ウ) 関係機関と協力して交通規制を実施します。

(エ) 被災地への流入車両を抑制する必要がある場合は、広域的な交通規制を関係機関と協力して実施します。

(オ) 規制をするにあたっては、災害対策基本法第76条、76条の2、76条の3、76条の4の規定に基づくものとします。

イ. 警察官の措置

通行禁止区域等において緊急通行車両の通行の障害となる車両等の移動等を実施します。

ウ. 自衛隊、消防機関による措置

警察官がその場にいらない場合、災害対策基本法第76条の3第3、4項の規定に基づき緊急通行車両の通行の障害となる車両等の移動等を実施します。

エ. 緊急通行車両の確認手続き

(ア) 知事及び公安委員会は、災害対策基本法第76条第1項に規定された緊急通行車両については、使用者の申し出により確認を行い、所定の様式の標章及び証明書を交付します。

(イ) 公安員会は、災害応急活動を迅速・円滑に行うために、あらかじめ緊急通行車両として使用されるものに該当するかどうか事前届け出により審査します。

オ. 交通規制時の車両の運転者の義務

通行禁止等が行われた時は、災害対策基本法第76条の2の規定に基づき車両の運転手は、通行禁止区域外へ移動するか緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車するものとします。

(2) 施設の応急復旧等

道路管理者は、関係機関と協力し、緊急交通路の確保を最優先的に応急復旧や代替路の設定を実施します。

第10節 地域への救援活動

被災生活の不自由さを少しでも緩和するために、各種の救援活動を迅速に実施するとともに各種の相談窓口を設置します。

必要に応じて町は、他の市町村及び県に応援を要請します。

1. 物資の確保、調達

1 実施責任者

津野町

(災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市町村)
水道事業者 (次の (1) のみ)

2 実施内容

(1) 飲料水の確保、調達

ア. 給水活動の実施

(ア) 被災者への応急給水を迅速に実施します。

(イ) 必要に応じて近隣市町村及び県に応援要請します。

イ. 給水施設の応急復旧

(ア) 直ちに被害状況を調査し、復旧の計画を策定、公表します。

(イ) 必要に応じて近隣市町村及び県に応援要請します。

(2) 食料の確保、調達

ア. 緊急の食料の調達

(ア) 応急米穀

・町が自ら調達します。

・不足する分は、県に要請を行います。

(イ) 副食・調味料

・町が自ら調達します。また、調達の際には要配慮者の特性や栄養バランスに配慮するとともに、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めます。

・不足する分は、県に要請を行います。

(ウ) 炊き出し

・町は、地域住民、自主防災組織、ボランティア等と協力して炊出しを実施します。

・必要に応じて日本赤十字社高知県支部に応援を要請するものとします。

イ. 緊急食料の配布

・町は、対象者、配布内容、配布場所、配布時間を明らかにした配布計画を作成し、被災者及び関係者に周知します。

・配布にあたっては、地域住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、迅速、正確、公平に配布します。

・特に、要配慮者への配布には配慮します。

(3) 生活必需品の確保、調達

・被災者の生活を維持するため必要な燃料、毛布等の生活必需品等を調達、確保し、ニーズに応じて供給、分配を行う。その際には、要配慮者の特性や男女のニーズ等様々な視点に配慮します。

・被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意します。

・在宅での避難者、応急仮設住宅として供給される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努めます。

・自らの町内で調達できない場合は、不足分を県に要請します。

・町は、必要に応じて日本赤十字社高知県支部に毛布等の配布を要請します。

2. 医療・助産

1 実施責任者

津野町

(災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市町村)

2 実施内容

「津野町災害時医療救護計画」に基づき、関係機関と連携して医療活動を実施します。

3. 防疫及び保健衛生活動

1 実施責任者

津野町

2 実施内容

(1) 防疫活動

- ア. 被災地域の衛生状態を把握します。
- イ. 消毒活動の実施計画を作成し、必要人員、物資を調達します。
- ウ. 関係機関の協力を得て、防疫活動を実施します。

(2) 保健衛生活動

健康支援などの保健活動は「津野町南海トラフ地震時保健活動マニュアル」に基づき、関係機関と連携し、実施します。

4. 災害廃棄物処理

1 実施責任者

津野町

2 実施内容

(1) し尿の処理

- ア. し尿処理施設の被害状況及び指定避難所の避難者数を把握します。
- イ. 汲み取りを要する地域の優先度を設定します。
- ウ. 処理に必要な人員、物資を調達します。
- エ. 必要に応じて近隣市町村及び県に応援を要請します。
- オ. し尿処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知します。
- カ. し尿処理を計画的に実施します。

(2) 生活系ごみ（生活ごみ及び粗大ごみ）、がれき等の処理

- ア. 被害状況から災害時の生活系ごみ、がれき等の量を想定します。
- イ. 処理に必要な人員、物資を算定し、調達します。
- ウ. 必要に応じて近隣市町村及び県に応援を要請します。
- エ. 生活系ごみ、がれき等の処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知します。
- オ. 生活系ごみ、がれき等の処理を計画的に実施します。
- カ. 生活系ごみ、がれき等を仮置きすることを想定し、分別した仮置き場を確保しておきます。
- キ. 生活系ごみ、がれき等には、危険物等を含むことが想定され、関係者の安全確保を行います。

- ク. 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに県や近隣市町村へ協力を要請します。
- (3) 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等（障害物）の除去
 - ア. 居室、炊事場、玄関等に運び込まれた障害物の除去を行います。
 - イ. 必要に応じて関係事業者団体等の協力を得て実施します。

5. 遺体の検案等

1 実施責任者

津野町

(災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市町村)

2 実施内容

遺体の検案等については、津野町遺体対応マニュアルに基づき実施します。

(1) 遺体の捜索

- ア. 警察等の協力のもと遺体を捜索します。
- イ. 警察等は、遺体を発見した場合又は遺体発見の届出を受けた場合は、関係法令の定めるところにより必要な措置を行うものとします。

(2) 遺体の検案等

遺体の検案等は「高知県災害時医療救護計画」に基づき、原則として警察の検視班の指示により津野町の指定する遺体検案所で実施します。場合によっては、警察指示により病院内で医師が行います。

遺体の身元の識別又は埋葬が行われるまでの間、遺体は神社、仏閣、学校等の特定の場所に集め一時的に安置することとします。

(3) 安置所の開設

公共建築物、寺院、または遺体収容に適切な場所を選定し、安置所を開設します。

この際、検案実施後の迅速な遺体の安置、遺族への円滑な対応を考慮して、検案所と連動できる近傍の場所における安置所の設置に留意することとします。

(4) 遺体の埋葬

- ア. 火葬場や、柩等埋葬に関する手配を速やかに行います。
- イ. 亡くなられた方の遺族が埋葬を行うことが困難な場合又は遺族がない場合は、応急的に火葬又は埋葬を行うこととします。
- ウ. 遺族が判明していない場合の遺骨は、寺院等に一時保管を依頼することとします。

また、遺骨の引き取り者のない場合は、無縁墓地に埋葬又は納骨堂等に収蔵することとします。

エ. 広域的な火葬の実施を必要とする場合に、高知県広域火葬計画に基づき対応します。

6. 犬、猫、特定動物等の保護及び管理

1 実施責任者

津野町、住民及び民間団体

2 実施内容

災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県、町、住民等による協力体制を確立します。

(1) 町の活動

- ア. 避難所、仮設住宅へのペット同行避難者の受け入れを支援します。
- イ. 地域における被害動物相談及び災害死した動物の処理を行います。
- ウ. 動物救護本部が動物救護施設を町内で開設する場合は建物又は用地の確保等に協力します。

(2) 民間団体の活動

負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、動物救護施設に収容されている動物の飼育管理や健康管理を行います。

7. 応急仮設住宅等

1 実施責任者

津野町

(災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市町村)

2 実施内容

(1) 応急仮設住宅の建設

- ア. 地震により居住する住家がなく、自らの資力では住宅を得ることが出来ない方に対して、速やかに応急仮設住宅を建設します。
- イ. 応急仮設住宅の建設に際しては、要配慮者に配慮した構造、設備とします。
- ウ. 応急仮設住宅の入居に際しては、円滑な入居ができるよう努めます。

(2) 資材等の確保

- ア. 建設、修理を実施する建築業者が資材、労務等の確保が困難な場合は、県又は町があっせんすることとします。

イ. 資機材が不足し、調達が必要な場合には、国に資機材の調達を要請することとします。

(3) 応急仮設住宅の運営管理

各応急仮設住宅の適切な管理運営を行うものとします。この際、応急仮設住宅における安心、安全の確保、孤立しや引きこもりなどの防止及び住民のための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、生活者の意見を反映できるように配慮するものとします。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとします。

(4) 公的住宅等の活用

町営住宅や空き家等を把握し、被災者の入居をあっせんします。

(5) 住宅の応急処理

住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急処理が出来ない方に対して応急修理を行います。

(6) 野外施設の設置

長期的な避難活動として施設が不足する場合は、臨時的に野外に避難施設を設置するものとします。

第11節 ライフライン等の施設の応急対策

電気、ガス、電話、上・下水道など被害を受けたライフライン施設の復旧を速やかに実施します。

1. 電力施設

1 実施責任者

四国電力（株）

2 実施内容

(1) 広報の実施

ア. 被害の概況、復旧見込みについて公表します。

イ. 被災地区については、被害概況等に加え、注意事項などきめ細かい情報を提供します。

(2) 要員・資材の確保

ア. 被害の重要度・状況等に応じ、要員を効果的に投入し早期復旧を図ります。不足する場合は、必要に応じ関係業者や県内外の他機関の応援を要請します。

イ. 災害対策用備蓄資機材・一般保守用予備資材を優先使用し、不足する場合は、災害地区外で保有する資材を投入します。また、状況に応じ関係業者や県内外

の他機関に緊急転用措置を要請します。

(3) 保安対策

- ア. 送電を継続することが危険と認められる場合又は防災関係機関から要請があった場合には、予防停電を実施します。
- イ. 予防停電は、被害の状況及び地域住民の影響を十分に考慮し、停電範囲の縮小、期間の短縮に努めるとともに、実施後必要に応じ技術員を現場に派遣して、電気施設保安のため必要な措置を実施します。
- ウ. 送電を再開する場合は、現場巡視等必用な措置を取った後実施します。

(4) 供給設備の復旧

- ア. 被害状況・優先順位を見極めながら、公共保安の確保に必要な災害応急活動の拠点等について、関係機関と協力し、可能な限り優先して電気供給施設の復旧を実施します。
- イ. 仮復旧工事に引き続き本工事を実施します。

(5) ダムの管理

河川法に基づくダム操作規程により実施し、河川の従前の機能の維持に努めるものとします。

2. ガス施設

1 実施責任者

四国ガス（株）及び（一社）高知県LPガス協会

2 実施内容

四国ガス（株）は非常災害対策規定に基づき、また、（一社）高知県LPガス協会は、災害対策委員会規程に基づき、ガスの製造・供給・保安体制等について、次の措置を行います。

(1) 広報の実施

- ア. 被害の概況、復旧の見込みについて公表します。
- イ. 被災地区については、被害概況に加え、注意事項などきめ細かい情報を提供します。

(2) 要員の確保

- ア. 動員計画に基づき要員の確保に努めます。
- イ. 不足する場合は、四国ガス（株）では本店、他支店等、また、（一社）高知県LPガス協会では各ブロック等へ応援を要請するものとします。

(3) 資材の確保

保有する応急措置用資材を優先使用し、不足する場合は本店等から緊急転用措置を要請します。

(4) 避難所への支援

(一社) 高知県LPガス協会は、各ブロックにより避難所では炊出し、給湯の支援を行います。

(5) 保安対策及び復旧対策

保安上必用なものから優先的に復旧工事を実施します。

3. 上・下水道施設

1 実施責任者

津野町

2 実施内容

- (1) 施設の被害状況を早急に把握し、応急措置を実施します。
- (2) 施設の復旧計画を作成し、復旧見込みを広報します。
- (3) 関係機関の協力を得て復旧を実施します。

4. 通信施設

1 実施責任者

西日本電信電話（株）等通信事業者

2 実施内容

- (1) 施設の被害状況を早急に把握し、応急措置を実施します。
- (2) 施設の復旧計画を作成し、復旧見込みを広報します。
- (3) 関係機関の協力を得て復旧を実施します。

特に、西日本電信電話（株）については、防災業務計画に基づき、次の事項を実施します。

ア. 災害対策本部の設置

総合的に対応できる災害対策本部又はこれに準ずる組織を設置します。

イ. 通信の疎通に対する応急措置

通信の途絶の解消、ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図ります。

ウ. 設置の復旧

被災した電気通信設備の復旧は、契約約款に定めるところの復旧順位に従い、原則として西日本電信電話（株）の標準的復旧方法により行うものとします。

エ. 復旧に関する広報

復旧状況は、広報車、ラジオ、テレビ放送、新聞掲載等を通じ広報を行うものとします。

第12節 教育対策

災害発生後に教育が中断されないよう、応急教育を実施します。

1 実施責任者

津野町教育委員会

2 実施内容

(1) 文教施設・設備の応急復旧

- ア. 応急修理等により教育の実施に必要な施設・設備の確保に努めます。
- イ. 校舎の全部又は大部分が被害を受けた場合は、早急に再建の計画を立てます。

(2) 応急教育の実施

校舎が使用不能となった場合は、最寄りの学校・公共施設等を使用して、教育が中断されないように努めます。

(3) 応急教育の方法

- ア. 臨時休校の措置をとった場合は、振り替え授業を実施します。
- イ. 異なった教育環境を配慮し、授業を実施します。

(4) 教材・学用品等の調達及び配分方法

調達計画に基づき調達し、災害救助法の基準に基づき配分します。

(5) 授業料の減免と育英資金の貸付

- ア. 条例等の規程によって授業料の減免措置を取ります。
- イ. 育英資金の貸付について特別の措置を取ります。

(6) 学校給食

- ア. 学校給食施設・設備が被災した場合は、速やかに応急修理を行い、給食の実施に努めます。
- イ. 避難所として使用される場合は、非常給食と学校給食の調整に留意するものとします。

(7) 教育実施者の確保

被災した学校以外の学校職員の臨時配置及び補充措置により教育実施者を確保します。

(8) 学校安全等

- ア. 児童生徒及び教職員並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握します。
- イ. メンタルケアを必要とする児童・生徒、教職員に対し、相談事業を実施します。

第13節 労務の提供

応急対策のための人員の確保を行います。

1 実施責任者

津野町

2 実施内容

(1) 従事協力命令

災害応急対策の実施のため人員が不足し、緊急に確保の必要が生じた場合は、関係法令に基づき、住民等に労務の提供を求めることとします。

(2) 日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団等の協力

町は、日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団や他のボランティア団体等から労務の提供の申し入れがあったときには、効率的な労務の提供が受けられるよう調整に努めます。

(3) 労働力の確保

労働力を確保するために、事前に定めた手続き、業務内容、受入体制に従い、実施します。

(4) 職員の派遣要請及びあっせん要求

町は、災害対策基本法第29条の規定に基づき、必要に応じて職員の派遣要請を行います。

第14節 要配慮者対策

災害発生時において、要配慮者への十分な配慮及び対策を行います。

1 実施責任者

各機関

2 実施内容

ア. 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供します。

イ. 避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設受託への供与に当たっては、要配慮者に十分配慮します。特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置に努めます。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮します。

ウ. 災害時においても、地域全体として必要な福祉サービスが維持できるように、町は、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等と調整して代替的な方法等を検討します。

第15節 災害応急金融対策

関係機関が密接な連携を取りながら、金融機関の円滑な業務の遂行を確保するために必要な措置を講じます。

1 実施責任者

四国財務局高知財務事務所
日本銀行高知支店
金融機関等

2 実施内容

(1) 現金供給の確保及び決済の機能の維持

- ア. 金融当局は、現金の供給安定と決済機能維持のための必用な措置を講じます。
- イ. 関係行政機関は、現金輸送における警備、通信の確保等において支援します。

(2) 金融機関の業務運営の確保

- ア. 被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講じます。
- イ. 金融当局及び関係行政機関は、これを支援します。

(3) 非常金融措置の実施

ア. 国（四国財務局高知財務事務所）は、県から災害救助法を適用した旨の情報を得た後、日本銀行高知支店と協議のうえ、金融機関に対して次のような非常措置をとるように要請します。

- (1) 営業時間の延長、休日臨時営業等
- (2) 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い
- (3) 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持ち出し、不渡処分猶予等
- (4) 損傷銀行券等及び貨幣の引換えに関する必要な措置

イ. 報道機関は、非常措置について県民に周知徹底をすることに協力することとします。

第16節 災害応急融資

被害を受けた事業者等に融資、貸付け等を行います。

1 実施責任者

各機関

2 実施内容

(1) 農林漁業災害資金

市中金融機関、(株)日本政策金融公庫及び農林中央金庫等による貸し付けを行います。また、一定の条件を満たす場合、県単独制度による利子補給補助を行います。

(2) 中小企業復興資金

市中金融機関、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫及び県単独制度による貸付等と信用保証協会による保障を行います。

(3) 災害復旧住宅建設等資金

独立行政法人住宅金融支援機構法に基づき融資を行います。

(4) 被災私立学校災害復旧資金

被災私立学校に対する資金対策として、日本私立学校復興・共済事業団による貸付を行います。

(5) 被災医療機関等に対する災害復旧資金

独立行政法人福祉医療機構法による貸付を行います。

(6) 母子・寡婦福祉資金

母子及び寡婦福祉法により償還金の支払い猶予の対策を行います。

第17節 二次災害の防止

降雨等による二次災害の防災活動を実施します。

1 実施責任者

町、県、施設管理者

2 実施内容

(1) 水害・土砂災害対策

ア. 県は地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の避難情報等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供します。

- イ. 水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等により行います。
- ウ. 水害・土砂災害等の危険箇所は、早期に応急対策を実施します。
- エ. 危険情報を関係機関や住民に周知し、必要な場合は、避難対策を実施します。

(2) 爆発等及び有害物質による二次災害対策

- ア. 爆発物や有害物質など危険物を取り扱う施設管理者は、施設の点検、応急措置を行います。
- イ. 爆発等の危険がある場合は、速やかに関係機関に連絡をするとともに、周辺住民に周知することとします。
- ウ. 町は、必要に応じて避難対策を実施します。

第18節 自発的支援の受け入れ

ボランティアや義援金など自発的な支援を積極的に受け入れます。

1 実施責任者

町、県、関係団体

2 実施内容

(1) ボランティアの受け入れ

町、県、関係団体が相互に連携し、「災害ボランティア活動支援マニュアル」に基づき、円滑なボランティア活動の実施を図ります。

(2) 義援金等の受け入れ

〔義援金〕

- ア. 義援金は、迅速に受け入れ窓口を開設し、報道機関の協力を得て周知します。
- イ. 義援金募集团体と配分委員会を組織し、公平かつ迅速な配分を実施します。

〔義援物資〕

- ア. 被災地で必要とされる物資の内容、数量及び送り先を報道機関等の協力を得て周知します。
- イ. 寄託された物資は、被災地ニーズに応じて配布します。また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け、配送に十分配慮した方法とするよう努めます。

第2章 自衛隊の災害派遣

人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合には、速やかに自衛隊に災害派遣の要請を行い、円滑な災害派遣活動が実施できるよう受け入れを行います。

◎ 災害派遣要請者

知事
第五管区海上保安本部長
高知空港事務所長

◎ 災害派遣命令者

陸上自衛隊第14旅団第50普通科連隊長（高知県香南市）
海上自衛隊小松島航空隊司令（徳島県小松島市和田島）
海上自衛隊徳島教育航空群司令（徳島県板野郡松茂町）

第1節 災害派遣要請ができる範囲

1. 被害状況の把握
車両、船舶、航空機等による偵察
2. 避難の援助
誘導、輸送
3. 遭難者の捜索・救助
行方不明者、負傷者の捜索
4. 水防活動
堤防護岸等への土のう積みなど
5. 消防活動
消防機関と協力した消火活動
6. 道路等交通上の障害物の排除
放置すれば人命、財産の保護に影響がある障害物の除去
7. 応急医療、救護及び防疫の支援
応急医療活動等への支援
8. 通信支援
被災地災害対策本部間のバックアップ通信の支援
9. 人員・物資の緊急輸送
緊急患者、医師その他の救助活動に必要な人員及び救援物資の輸送支援
10. 炊飯及び給水の支援
被災者に対する炊飯、給食・給水及び入浴の支援

- 1 1. 宿泊支援
被災者に対する宿泊支援
- 1 2. 危険物等の保安、除去
自衛隊の能力上可能なものについて、火災類、爆発物等の保安措置及び除去
- 1 3. その他
その他知事が必要と認める事項

第2節 災害派遣要請の手続き

1. 町長は、災害派遣を必要と判断した場合、知事に対し派遣を要請します。この場合において、町長は、必要に応じて、その旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊に連絡員の派遣を求めます。
2. 町長は、特に緊急を要し、知事に要請出来ないときには、速やかに最寄りの自衛隊に状況を連絡します。
3. 知事の要請・町長の連絡は文書によりますが、いとまがないときは、電信・電話等で行い、事後速やかに文書を提出します。
4. 要請等文は、次の事項を記載します。
 - (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - (2) 派遣を希望する期間
 - (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (4) その他の参考となるべき事項
5. 県、町、自衛隊との連絡体制は、県が中心となって調整します。

<要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）等>

6. 自衛隊は、震度5強以上の地震発生の情報を得た場合は、自ら情報収集を行い、県等防災関係機関に伝達することとします。
7. 状況から、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められるときは、自主的に部隊を派遣するものとします。
この場合においても、出来る限り早急に知事と連絡を取ることとします。
8. 自主派遣の基準は、次のとおりとします。
 - (1) 災害に関する情報を関係機関に提供する必要が認められるとき
 - (2) 直ちに救援の措置を取る必要が認められるとき
 - (3) 自衛隊の実施すべき救助活動が人命に関すると認められるとき
 - (4) その他上記に準じ、知事等からの要請を待ついとまがないと認められるとき

第3節 派遣部隊の受入体制

町長は、災害派遣が決定されたとき、派遣部隊の活動に必要な資機材や施設、連絡体制の準備など受入れ体制を整えます。

第4節 派遣部隊の業務及び撤収等

1. 派遣部隊の業務

派遣部隊は、関係機関と連携を密にし、主として人命及び財産の保護のため活動を行うこととします。

2. 派遣部隊の撤収

(1) 町長は、災害派遣の目的が達成されたとき又は必要がなくなったときは、速やかに知事に対して撤収要請を行います。

(2) 知事は、当該市町村及び自衛隊と協議し、派遣の必要がなくなったときは、文書をもって撤収の要請をします。

(3) ただし、手続き上で日数を要するときは、口頭又は電話等によって依頼し、その後速やかに文書を提出します。

(4) 撤収の要請文は、次の事項を記載します。

ア. 災害の終末又は推移の状況

イ. 撤収を要する部隊・人員・船舶・航空機等の概数

ウ. 撤収日時

エ. その他必要事項

(5) 派遣命令者は、派遣部隊の撤収を命じた場合は、その旨を知事に通知することとします。

3. 使用資機材の準備及び経費の負担区分

(1) 自衛隊は、派遣部隊等の給食・装備器材、被服等の作業整備更新に要する経費及び災害地への往復に要する経費を負担することとします。

(2) 県及び町は、活動のための資機材、宿泊施設等の借上げ料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品費等に要する経費を負担することとします。

4. 災害救助のための無償貸与及び譲渡

〔無償貸与〕

自衛隊は、期限を定め応急復旧特に必要な物品を貸付けることが出来ます。

期限は次のとおりとします。

(1) 災害救助法による救助を受けられるまでの期間

(2) 災害救助のため必要な期間（3ヶ月以内）

〔譲渡〕

自衛隊は、緊急を要するときは食料品、飲料水、医薬品など救援物資を譲渡するこ

とが出来ます。

5. 災害派遣期間における権限

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、自衛隊法第94条、災害対策基本法第63条、第64条、第65条及び第76条の3第3項の規定に基づく権限を有します。

6. 災害対策用臨時ヘリポート

知事及び町長は、予め選定した災害対策用ヘリコプターの降着場の情報を自衛隊に通知します。

第4編 災害復旧・復興対策

第1章 災害復旧対策

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

1. 基本方向

- (1) 迅速な現状復旧を目指すか、又は中長期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討を行います。
- (2) 復旧・復興の基本方向を決定します。
- (3) 必要な場合には、これに基づき復興計画を作成します。

2. 計画的復旧・復興

被災地の復旧・復興に当たっては、住民の意向を尊重し、計画的に行います。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進します。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進します。

3. 財政措置等

応急対策、復旧・復興においては、多大な費用を要することから、国等に必要な財政支援を求めることとします。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

1. 被災施設の復旧等

- (1) 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本に行いつつ、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行います。
- (2) 地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、土砂災害防止対策に努めます。
- (3) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定時期を明示するよう努めます。
- (4) 警察は、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めます。

2. 災害廃棄物の処理

- (1) 災害廃棄物の処理処分方法を確立します。
- (2) 仮置場、最終処分地を確保します。
- (3) 計画的な収集、運搬及び処分を図り、円滑かつ適正な処理を行います。
- (4) 適切な分別を行い、リサイクルに努めます。

- (5) 復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行います。
- (6) 環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を行います。

第2章 復興計画

第1節 復興計画の進め方

1. 復興計画の作成

- (1) 必要に応じ、国及び県の基本方針を踏まえ、復興計画の区域、目標、その他復興に関して基本となるべき事項等を定めた復興計画を定めることとします。
- (2) 復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（県及び市町村間の連携、国との連携、広域調整）を行います。
- (3) 関係機関の諸事業を調整し、計画的に復興を進めます。
- (4) 必要に応じ、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請します。

2. 災害に強いまちづくり

- (1) 災害に強く、より快適な都市環境整備
 - ア. 住民の安全と環境保全等にも考慮した災害に強いまちづくりを実施します。
 - イ. 計画作成段階で町のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めます。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めます。
 - ウ. 被災した学校施設の復興に当たり、学校復興とまちづくりの連携を推進し、安全、安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び、地域コミュニティの拠点形成を図るものとします。
- (2) 復興のための市街地の整備改善
 - ア. 被災市街地復興特別措置法等を活用します。
 - イ. 住民の早急な生活再建の観点から、災害に強いまちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るよう努めます。
 - ウ. 土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全なまちの形成及び機能の更新を図ります。
- (3) 河川等の治水安全度の向上等
 - ア. 河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等に努めます。
 - イ. 都市公園及び河川公園（緑地を含む）等の確保は、単にオープンスペースの確保、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するだけでなく、避難場所として活用可能な空間、臨時ヘリポートとしての空地の活用等防災の視点からも十分検討し、その点を住民に対し十分説明し理解と協力を得るよう努めます。

(4) 既存不適格建築物

防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明し、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めます。

(5) 新たなまちづくりの展望等

住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、計画策定にあたっての種々の選択肢、施設情報の提供等を行います。

(6) 石綿の飛散防止

建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言します。

(7) 復興計画の作成

復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮します。

第2節 被災者等の生活再建等の支援

1. 罹災証明の交付等

町は各種の支援措置を早期に実施するため、速やかに罹災証明を交付します。

2. 災害弔慰金の支給等

- ア. 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付や生活福祉資金の貸付により、被災者の自立的な生活再建の支援を行います。
- イ. 自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた被災者のうち、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な被災者に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援します。(被災者生活再建支援法)

3. 税及び医療費等負担の減免等

- ア. 税について納期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費の減免及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図ります。
- イ. 災害により就労できなくなった被災者のうち、生活保護法に基づく保護の必要に至った被災者に対しては、その実態に応じ生活保護法等により自立更生を支援します。

4. 住宅確保支援策

- ア. 被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居を行います。
- イ. 復興過程における被災者の住宅の確保を図るため、公営住宅等の空家の活用や仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援します。
- ウ. 住宅に被害を受けた被災者に対する復興のため、独立行政法人住宅金融支援機構法に基づき、災害復興住宅資金の融資等を行います。

5. 広報連絡体制の構築

- ア. 被災者の自立に対する援助・助成措置について、広く被災者に広報を行い、できる限り総合的な相談窓口等を設置します。
- イ. 被災地域外への疎開等を行っている被災者に対しても広報に努めるなど、生活再建にあたっての広報・連絡体制を構築します。

6. 災害復興基金の設立等

被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等きめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等の手法について検討します。

7. 精神保健支援対策

被災者の精神的な不安を取り除くために精神保健相談所を設け、精神的支援を行います。

第3節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

1. 設備復旧資金等の貸付

災害により被害を受けた中小企業者等の事業復旧を促進し、被災地の復興に資するため、災害復旧貸付等や高度化融資（災害復旧貸付）により、事業協同組合等の施設復旧資金の貸付を行います。

2. 経済復興対策

地場産業、商店街の復興や被災者の就労できる環境の確保に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策に努めます。

3. 相談窓口の設置

被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、

窓口等を設置する。居住地以外の市町村に被災した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供します。

第5編 重点的な取り組み

これからの南海トラフ地震対策を進めるにあたっては命を守る対策を最優先にすることとします。

また、公助としての取り組みを全力で進めるとともに、自助、共助の取り組みの後押しも強化することとします。

以上を踏まえ、次の3つの対策を重点的に推進します。

- 命を守る対策
- 命をつなぐ対策
- 震災に強い人、地域づくり対策

第1章 命を守る対策

地震直後の強い揺れによる建物の倒壊、タンス、食器棚などの家具の転倒から身を守る取り組みを進めるとともに、情報伝達手段の整備、避難経路や避難場所の整備等、迅速に避難するための対策を進めます。

第1節 強い揺れから身を守る対策

1. 建物の倒壊から身を守る

- ア. 個人住宅の耐震診断の推進等により耐震改修、建替の促進を図ります。
- イ. 公共建築物の耐震化について計画的に進めます。
- ウ. 民間の建築物の耐震化について支援策を検討、推進します。

2. 家具等の転倒から身を守る

- ア. 個人住宅における家具の転倒防止策の普及啓発を進めます。
- イ. 公的な建築物の書棚・器具等の転倒防止を推進します。

3. 揺れを感じたときの行動を身につける

- ア. 身を守る行動指針を定め、普及啓発に努めます。
- イ. 家庭での防災用品や非常食料の備えを推進します。
- ウ. 地域の自主防災活動に必要な資機材の設備を支援します。

4. 火災による被害をおさえる

- 密集住宅の改善を進めます。

第2章 命をつなぐ対策

地震直後の強い揺れから助かった命をつなぐ迅速な応急活動や医療救護活動を行うため、防災拠点施設や災害時の医療救護活動体制の整備を進めるとともに、避難生活が円滑に行えるよう体制づくりを進めることとします。

第1節 応急対策活動体制等の整備

1. 町及び防災機関は、地震発生時の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練や応急対策能力を高めるための図上訓練を実施します。
2. 町、県及び医療関係機関は、地震発生後の医療救護活動が負傷者に近い場所で迅速かつ適切に実施できるよう訓練を実施するとともに、医薬品や医療用資機材等の備蓄、緊急輸送体制や医療救護活動に関する情報の収集伝達体制の整備等、医療救護体制の整備を進めることとします。
3. 町、県及び国は、緊急輸送道路及び海上輸送機能を確保するための対策を進めることとします。

第2節 広域避難体制等の整備

1. 町は、県と協力して、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結する等、発生時の具体的な避難の予備受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めることとします。
2. 県は、市町村が市町村域を超えて避難者を受け入れるための支援を行います。

第3節 避難所等の整備

1. 町は、指定避難所の耐震化や非常用発電機、浄水器等、必要な物資や資機材の備蓄等を進めることとします。
2. 避難者の健康状態や避難所の衛生環境を良好に保つため、必要な資機材等の整備を図ります。また、被災者等の心のケアを行うための体制の整備を進めることとします。

第3章 震災に強い人・地域づくり対策

これから社会を担う子どもたちを中心とし、災害を自分のこととしてとらえ、地震及び津波に対する正しい知識と行動力を身に付けるための防災教育を推進します。

こうした学校現場での取り組みを家庭や地域に広げたり、地域コミュニティにおける多様な主体の中で防災学習の機会を増やし、学校や家庭、地域等が共に取り組むことにより、町全体の防災力向上を図ることとします。

また、公共施設は、平常時から防災の視点を盛り込んだ整備を図ることとします。

第1節 学校及び地域での防災教育

1. 町及び県は、教職員用指導資料「高知県安全教育プログラム（震災編）」等に基づく発達段階に応じた防災教育を推進します。
2. 町及び県は、学校、家庭、地域が一体となった防災への取り組みを推進します。

第2節 住民への防災教育

南海トラフ地震に備える住民の自助を支援するための情報提供を行い、住民自身による地震防災対策を促進することとします。

1. 啓発冊子「南海トラフ地震に備えちよき」の作成及び町内全戸への配布
2. 地域における防災学習会や訓練の開催
3. 南海トラフ地震情報コーナーの設置
4. 新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等の様々なメディアを活用した啓発

第3節 防災のエキスパートの養成

1. 自主防災活動を担う人材の育成に努めます。
2. 自主防災組織の育成や資機材整備の支援を推進します。
3. 地域や事業所での防災活動の担い手となる防災士を養成します。
4. 被災後のボランティア活動を担う社会福祉協議会やNPO等の中核となる人材の育成や資質向上への支援を行います。

第4節 防災の視点に立った公共施設の整備

1. 地震防災緊急事業五箇年計画（第1編第5章を参照）に基づき、各種の施設整備を推進します。
2. 防災の視点を盛り込んだ公共施設の整備をします。

第5節 技術的及び財政的支援

1. 県は、計画づくり、課題対策、関係機関との調整、情報提供等について、町や地域の取り組みに対して支援を行います。
2. 町は、地震防災対策について、県・国に対して技術的及び財政的な支援を要請します。
3. 町は、地震及び津波観測体制の強化及び空白地帯の解消を要請します。

第6編 南海トラフ地震対策臨時情報に対する防災対応

「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応ガイドライン」(国のガイドライン)及び「南海トラフ地震臨時情報」発表時における住民事前避難の検討手引き(県の手引き)を基に住民避難やその啓発、事前対策を講じることで被害の軽減につなげる取組を実施します。

第1章 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策

南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された際には、動員計画(一般対策編 第3章 災害対策計画 第2節 動員計画を参照)による職員配置を行い、迅速に初動体制の確立を図り、情報の収集や伝達に努めるとともに、災害発生に備え応急活動体制をとります。

第2章 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)に対する災害応急対策

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合は、動員計画(一般対策編 第3章 災害対策計画 第2節 動員計画を参照)による職員配置を行い、情報の収集や伝達に努めるとともに、1週間、後発地震に対して警戒する措置をとり、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとります。

第1節 住民への周知

1. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知します。
2. 地域住民等に対し、日頃から地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけます。

第2節 避難対策等

1. 地域住民等の避難行動等

- (1) 町が事前に避難しておくことが望ましいとしてあらかじめ定めた地域(以下「事前避難対象地域」という。)に対しては、避難情報等を行います。

事前避難対象地域

- ・耐震性の不足する住宅の居住者
- ・土砂災害警戒区域(種別:急傾斜地の崩壊)の斜面際から距離が概ね10m

- (2) 地震発生時に発生する土砂災害は、人的被害の発生リスクが高い地域を絞り込むことが困難であることから、住民が避難する場合は、知人宅や親類宅への避難を促し

ます。

- (3) 避難所が開設された場合は、安全かつ速やかに事前避難ができるよう、避難場所から避難所に移動するタイミングや、開設する避難所、避難経路、避難実施責任者等避難実施に係る具体的な検討を行います。
- (4) 事前避難対象地域内外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけます。

2. 避難所の運営

(地震対策編 第3編 第1章 第6節 2 を参照)

第3節 消防機関等の活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導や消火活動が迅速かつ円滑に行われるよう対策を講じます。

第4節 ライフライン等の対策

必要なライフラインの供給体制を確保するものとします。その際、後発地震に備えて、必要がある場合は、実施する措置を定めておくものとします。

第5節 学校・保育園の対応

災害が発生することが予想される場合は状況により休校・休園とします。

第6節 交通対策

1. 道路

- (1) 町は、道路管理者等との調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報をあらかじめ情報提供します。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、事前に住民に周知します。

2. 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ巨大地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のために、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めます。

第7節 町が管理等を行う施設等に関する対策

1. 不特定多数の者が出入りする施設（地震対策編 第2編 第2章 第5節 3 (1) を参照)

2. 災害応急対策の実施上重要な建物に関する措置（地震対策編 第2編 第2章 第5節 3 (2)を参照)
3. 公共土木施設等の対策
橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置を行います。
4. 工事中の建築物等に対する措置
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を定めることとします。

第3章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する災害応急対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、動員計画（一般対策編 第3章 災害対策計画 第2節 動員計画を参照）による職員配置を行い、情報の収集や伝達に努めるとともに下記の期間、後発地震に対して注意する措置をとります。

第1節 対応期間

1. 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生し、巨大地震注意が発表された場合は1週間
2. 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべり変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間

第2節 住民への周知

1. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係ある事項について周知します。
2. 地域住民等に対し、日頃から地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけます。

第3節 避難対策等

1. 地域住民等の避難行動等
 - (1) 事前避難対象地域に対しては、自主避難の呼びかけや注意喚起等を行います。
 - (2) 安全かつ速やかに事前避難が実施できるよう、避難場所から避難所に移動するタイミングや、開設する避難所、避難経路、避難実施責任者等避難実施に係る具体的な検討を行います。
 - (3) 事前避難対象地域内外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけます。

2. 避難所の運営

(地震対策編 第3編 第1章 第6節を参照)

○事前避難対象地域

- ・耐震性の不足する住宅の居住者
- ・土砂災害警戒区域（種別:急傾斜地の崩壊）の斜面際から距離が概ね10m

第4節 学校・保育園の対応

原則、通常通りとしますが、災害が発生することが予想される場合は状況により休校・休園とします。

第5節 町が管理等を行う施設等に関する対策

施設・整備等の点検等日頃から地震への備えを再確認します。